

美深町快適な住まいづくりと商工業振興事業の概要

対象事業

- ①改修工事（工事金額30万円以上で町内業者施工）
- ②新築工事
- ③解体工事（工事金額30万円以上で町内業者施工）
- ④店舗近代化（工事金額50万円以上で町内業者施工）
- ⑤再生可能エネルギー工事（工事金額30万円以上）
- ⑥町産材の使用（①,②,⑤の工事に合わせて実施）
- ⑦中古住宅の取得（取得価格50万円以上）
- ⑧移住者加算（新築、店舗近代化）

補助事業者（要件）

- (1)自ら居住を目的に①②⑦を実施する者
- (2)現在商工会会員等で、自ら営業を目的に④を実施する者
- (3)現在町内に住所を有する又は有することとなる者（③を除く）
- (4)税金等の滞納がない者
- ※①②③⑦の事業については(1),(3),(4)を、④の事業については(2),(3),(4)を、⑤の事業については(3),(4)を満たす者。
- ⑥の事業については本体事業に準ずる。⑦の事業については移住者のみとする。

補助金補助率限度額

事業名		通常工事			⑥町産材使用分		限度額合計	※3 ⑧移住者加算
		工事費用	補助率	補助金(限度額)	補助率	補助金(限度額)		
①改修工事 (町内業者)	一般改修	30万円以上	20%以内	30万円	100%	20万円	50万円	—
	特別改修			20万円		15万円	35万円	
	子育て改修			※1		50万円	30万円	
②新築工事	町内業者	※2	20%以内	100万円	80%	200万円	300万円	20万円
	子育て町内業者			200万円			400万円	
	町外業者			30万円		120万円	150万円	
	子育て町外業者			※2			60万円	
③解体工事 (町内業者)	30万円以上	20%以内	20万円	—	—	20万円	—	
④店舗近代化 (町内業者)	50万円以上	20%以内	500万円	80%	250万円	750万円	左の補助金額 (上限100万円)	
⑤再生可能エネルギー工事	30万円以上	30%以内	60万円	—	—	60万円	—	
⑦中古住宅取得	50万円以上	—	20万円 (移住者のみ)	—	—	—	—	

- ※1 申請年度で18歳以下の子供を扶養し、10㎡以上の増築を伴う改修
- ※2 申請年度で18歳以下の子供を扶養している場合
- ※3 転入日前3年間に於いて町内に住所を有していなかった者

適用期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日（事業は単年度毎に実施）